

総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び総社市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び総社市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成29年総社市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>	<u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>

(総社市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 総社市固定資産評価審査委員会条例(平成17年総社市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号)第3条第1項の規定より同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。